

和歌山県立

もん じょ かん

文書館だまのり

第42号 平成27年3月



「四役戦亡記念碑」

「四役戦亡記念碑」の建立をめぐる

岡公園の起源 和歌山城の南東に位置する岡公園。現在市民の憩いの場となっているこの公園の中心部、丘陵(天妃山)の頂上に、何かの物体が天に向かい聳え立っています。

本誌の表紙をかざっている「四役戦亡記念碑」がその「何かの物体」の一つです。有栖川宮熾仁ありすけのみやたかひひとによって「記念碑」と揮毫されたこの石碑は、「四役」すなわち四つの戦争で「戦亡」した和歌山県の軍人・兵卒を「記念」するため、明治十二年(一八七九)に建立されたものです。その側には、明治十六年、和歌山県令の神山郡廉くになきよによって建てられた「四役戦亡記念碑側記」もあります。

この建碑を機に、天妃山とその周辺が公園として整備され、現在に至っているわけです。

「四役」への出征 「四役」とは、不平士族の反乱である明治七年(一八七四)の佐賀の乱、明治九年の熊本神風連の乱、明治十年の西南戦争、および日本近代初の対外的な武力発動事件となった明治七年の台湾出兵を指します。

明治政府は、不平士族の反乱を鎮圧するにあたり、徴兵制による正規軍(鎮台兵および近衛兵)のみでは兵力不足を案じ、「壮兵」の募集に踏みきました。とくに、明治初年の「先進」的な藩政改革により形成された強力な徴兵制軍隊、「交

代兵」の旧紀州藩兵に対する政府の期待は高かったようです。

だからこそ、戦争の規模が大きくなると思われた西南戦争が勃発した際には、政府からの要請もあったのか、旧藩主の徳川茂承もちつぐが東京から和歌山に入ります。動揺する旧藩士族の慰撫につとめるとともに、「衆庶の標的」となるべく壮兵募集に応じて「勤王報国の方向」をまっとうせよ、と「旧藩の旧誼」でもって旧藩士族の協力をもとめたのです。

こうした茂承の行動に対し、旧藩士族をはじめ和歌山の人びとは冷やかな態度を示していたようです。しかしそれでも、壮兵召募に応じた旧藩兵は二〇〇〇名を超え、壮兵部隊の主力となりました。ただし、「四役」に和歌山県域から出征したのは壮兵(旧藩兵)だけではありません。政府の正規軍、徴兵され「国民軍」として戦った人びとが当然いるわけです。一般志願兵も少数ながら存在していました。

戦死者の慰霊 これら「四役」に和歌山から出征した人びとのうち、戦死および戦病死(以下「戦死」で統一)したのは、佐賀の乱で五名、神風連の乱で六名、西南戦争で四四七名、台湾出兵で三三名、総計四九一名でした。

日本の近代社会が形成される過程で練り広げられた内外の戦争で、和歌山県は

大きな犠牲を強いられたといえるでしょう。だからこそ、「四役」で戦死した人びとを慰霊・顕彰する祭祀の執行がもたらされたのです。

明治十二年(一八七九)二月七日、和歌山県令神山郡廉は、「和歌山県士族」の肩書きで(実際は高知藩出身)、県内各地の有志に向け、「四役」で戦死した和歌山県の軍人・兵卒を祀り、その功を彰するため記念碑を建立する、と告知しました。

その際神山は、この記念碑が旧藩主の茂承と旧和歌山藩出身陸軍将校らの発起によるものであること、すでに茂承から一〇〇〇円の寄付を受け取っていること、および陸軍将校や下士官以下の関係者からも寄付金が納められる手筈となっていることを明かすとともに、和歌山県独自の記念碑を建立することの意義を強調しています。

このように県令の神山に何やら大きな価値を見出された記念碑こそ、今回の主役たる「四役戦亡記念碑」だったのです。そして、明治十二年九月二十四日、竣功したこの記念碑の前で、神山がみずから

祭主となり、盛大な招魂祭が執行されました。この招魂祭が、昭和三年(一九二八)の和歌山招魂社(現・護国神社)創建まで大きな役割を果たすのです。

建碑の背景 では、「四役戦亡記念碑」が建立された歴史的な背景として、どういったことが考えられるでしょうか。一般に、明治十一年(一八七八)八月二十三日に勃発した竹橋事件たけはしとの関連が推測されています。

竹橋事件とは、西南戦争の論功行賞や減俸を不満とした近衛兵二〇〇余名が東京竹橋(現・千代田区)で起こした反乱のことです。騒動そのものは一夜にして鎮圧されたとはいえ、天皇を護るべき近衛兵が政府に鉾を向けたことの衝撃は非常に大きなものがありました。

西南戦争に際し旧藩兵から多くの壮兵を募った旧紀州藩・和歌山県の当局者にとっても竹橋事件が「他人事」とは思えず、「和歌山県出身の戦死者遺族、また兵卒たちの心を落ち着かせ、あわせて、国家に対する忠誠心を涵養せんとしたものにほかならない」と、記念碑の建立および招魂祭の開催に政治的な動機づけがなされているわけです。

たしかに神山は、竹橋事件に関し八月二十五日付の布達で、反乱は「鎮定」済みであり、「謂われ無き浮説流言等」に「疑惑」しないよう、厳達しています。

しかし実は、竹橋事件を遡ること半年ほど前の明治十一年一月六日から翌日にかけて、岡山(天妃山)の地で、旧藩主の茂承が祭主となり、西南戦争の戦死者に対する慰霊のため「招魂祭」がとりおこなわ



和歌山県招魂祭の図
(「和歌山市史」第3巻)

れていたのです。

とすれば、事実関係として、竹橋事件と「四役戦亡」記念碑「建立の直接的な因果関係は成立しないということになります。それでは、「四役戦亡」記念碑」はどのような歴史的背景のもと建立されたかと理解すべきなのでしょう。

幻の記念碑―園部家文書のなかから―

このあたりの事情をもう少し具体的に考えさせてくれる材料が、当館が寄託を受けている「園部家文書」のなかにあります。園部家文書は、明治初期に名草郡園部村（現・和歌山市園部）の村役人をつとめた園部家に伝来した文書群で、目下当館にて整理中です。

その材料というのは、明治十一年（一八七八）七月付で、「市井五小区長」の渡辺為綱が県内町村に宛て、「四役戦亡」記念碑」と同趣旨の建碑を呼びかけた文書です。これは、厚さ六センチメートルの、「兵事規則留」と題する簿冊（兵事に関する政府の布告や和歌山県の布達、および地方の文書類から成る）に綴じ込まれています。

渡辺為綱は、茂承の出資により設立された旧紀州藩士族の支援組織、徳義社の初代社長をつとめた人物です。この時期における旧紀州藩世界の中心的な役割を果たしていたと考えてよいでしょう。「市井五小区」は、明治十二年の和歌山区設置まで、和歌山城下町（市街地）の当時の行政単位でした。

つまり渡辺は、旧紀州藩との由緒ある名義ではなく、行政上の肩書きで行政外の行為をふるまっているわけです。その



「兵事規則留」（園部家文書）

渡辺による呼びかけの内容を簡単にまとめると、以下ようになります。

① 本年頭に、西南戦争における「当県下戦死士民」のため、「従二位徳川茂承殿の旧誼」により岡山で「招魂祭」が執行された。

② 「同君」（茂承）より「若干金」の「付与」、「県下士民陸軍奉職の諸彦の厚意をもって、「閑雅清浄なる地」を定め「記念碑」を建立し、「殉難の芳名を千古不朽に伝へ衆人をして自ら護国節義の在る所を知らしめ」ようとの計画がすすめられている。

③ こうした状況に対しわれわれも「黙々」としておられず、「有志者の驥尾」に属し「応分の義務」を尽くすため、本町二丁目四番地に「記念碑」

を「取扱」いたい。ぜひともこの「義拳」に「戮力同心」していただき、「有志」諸君の「枉駕」を待つて「御協議」におよびたい。

①はすでに指摘した事実で、②からは、①の招魂祭から半年経った七月（竹橋事件以前）の段階で、戦死者を慰霊・顕彰するための「記念碑」（「四役戦亡」記念碑）を建立する計画がすでにある程度進行していたことがわかります。

そして③から、これももとも興味深いのですが、「四役戦亡」記念碑」というかたちで実現する記念碑とは別に、地方の公的な関係を通じた記念碑建立の構想があったことが判明します。

本町二丁目四番地とは、いまはなき丸正百貨店の跡地にあたり、現在フォルテワジマのある場所です。そこに記念碑が建立された形跡はありませんし、この計画の具体的な内実もいまのところはつきりわかりません。しかしながら、すくなくとも、戦死者を慰霊・顕彰するという営為が紀州の地に受容される基盤が存在していたことは間違いありません。

これらの事実を踏まえると、「四役戦亡」記念碑」が建立され、そこで招魂祭が執行されたのは、竹橋事件という政治的

な個別の契機というよりも、そもそも日本社会（あるいは紀州という地域社会）が歴史的につくりあげてきた犠牲者（非命な死者）への社会的・宗教的な救済のありかたとの関連で理解していったほうがよいのではないのでしょうか。

もともとこの点は、江戸時代を通じて紀州藩が災害や流行病で命を落とした人びとをどのように慰霊・顕彰していたか、また幕末から維新の動乱における国事殉難者・戦死者に対し、紀州藩および和歌山県がどのように慰霊・顕彰していったのか、といった大きな問題と密接に関連するため、悩ましいところなのです。

（平良 聡弘）

※早期の公開をめざし、園部家文書の整理を鋭意すすめていきます。その作業過程で「発見」した、県民のみならず歴史的興味をかきたてるような史料については、中間報告というかたちで、「たより」を通じ随時ご紹介いたします。

《参考文献・史料》

羽賀祥二「史蹟論―19世紀日本の地域社会と歴史意識―」（名古屋大学出版会、一九九八年）

和歌山市史編纂委員会編『和歌山市史』第三卷（和歌山市、一九九〇年）

和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史』近現代史料一（和歌山県、一九七六年）、近現代史料八（一九八四年）

三宅栄充『徳義社治革史』（和歌山徳義社、一九一一年）

国立公文書館所蔵『和歌山県史料』（当館所蔵の紙焼版を利用）



本町2丁目4番地（現フォルテワジマ）



◆道端にて商い致すまじく

文化八年(一八一二)十月十五日(万代目並記)の夜、高野山人行(ぎやうじん)領でのこと、大角村(おほかくら)紀美野町大角)の伊作の家でちよつとした騒ぎがありました(写真1)。

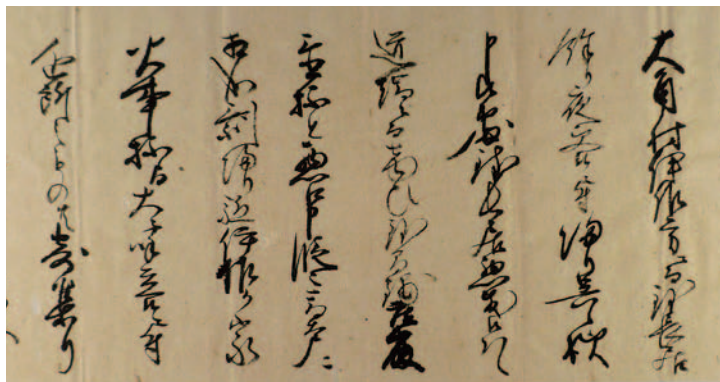


写真1 「道端にて商い致すまじく店取り置き」

いいものを、そんな子供達ですから伊作の言うことを素直に聞くわけもありません。

「長居悪しく候はば、道端にて商い致すまじく店取り置き」などと減らず口をたたいたそうです。さしずめ、「長居が悪いならば、(行商人が長居せざるをえない)道端での商いはするな言うて店商品)を片付けさせでもするんかい」といったところでしょう。感心している場合ではないのですが、なかなかうまいことを言います。頭の回転も速く弁の立つ連中です。

十月十五日とは、今の太陽暦に換算して十一月二十九日になります。夕方五時を過ぎれば暗くなる時期ですし、夜道は今とは違い街灯もなく真つ暗です。子供は早く帰らなければいけない。伊作が注意するのは当然のことでしょう。

その伊作の家には、子供達が夜更けになるまで長居していたから叱られたのです。少しぐらいなら子供が長居してもかまわない家とは、いったいどういう所なのでしょう。商売人の家なのか、何かの職人の家なのか、思い付きませんが。

◆火事と大いに呼び立て

三人の子供、というよりこの悪ガキ共、その辺でやめておけばいいものを、図に乗って段々大声になり、そればかりか帰りがけに「伊作が家火事だ!」などと大声を出したのです。近所の住人も集まり、伊作としては申し訳ないことになってしまいました。

迷惑した伊作は翌日三人の親の家へ行き、前の晩のいきさつを話して聞かせました。ところが、親達は子供を叱つてくれるでもなく、伊作ははなはだ心外だったので。

そうなるかと収まらないのは伊作の方(写真2)。「扱無く調子の儀願ひ出で」(やむを得ないので子供達の悪態を訴え出たい)と、内々に自覚院に「歎出」(憤慨して言ってきた)たのです。訴え出るための手続きを聞きに来たのでしょうか。その時に申し述べた事の顛末が以上の内容なのです。

自覚院は高野山人行方(興山寺)での、いわば代官の役務を担っていた役所ともいえるでしょう。高野山には大きく分けて行人方(総分方)と学侶方の二派があり、高野寺二万石の知行の内八、六〇〇石を行人方、九、五〇〇石を学侶方が支配していました。行人方の本寺が興山寺、学侶方の本寺が青厳寺というわけです。

伊作は一般のお百姓なのか庄屋なのか分かりませんが、この子供たちの度の過ぎた悪ふざけは本来ならば庄屋が対処すべき程度の出来事でしょう。ところが伊作が言うには、それを庄屋や大庄屋ではなく、自覚院も、興山寺も飛ばして一足飛びに最初から「表方」に訴え出たいと言ってきたのです。

悪ガキごときを訴えるというのも何ですが、自覚院・興山寺の統治能力も何も、端から当てになぞしていません。紀州藩では考えられないことです。

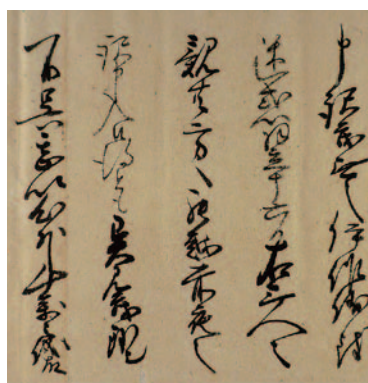


写真2 「異見も致し呉れず甚だ以て心外千万」

◆「表方」願い出で

これを受けて、自覚院は地士の岡本忠太夫に四月五日付書状(岡本家文書イ七七九)で指示を出しますが、その内容は自覚院が考えた対策ではないのです。自覚院はただ興山寺の判断を伝えているだけです。次の四月十二日付書状(同イ七〇六)には、自覚院の出す指示を「仰せ付けられ」(興山寺が御命じになった)とあります。自覚院は間に立っているだけで、興山寺が忠太夫に「御命じになった」のです。

さて、その指示にはまず、「右表方願ひ出で候はば双方とも失墜もこれ有り」とあります。右のことを「表方」に願ひ出るならば、伊作と親子三人ずつの双方とも失墜があるということです。「表方」に願ひ出るならば興山寺が言っているのですから、「表方」とは興山寺であるはずがない、興山寺より上の権力、つまり幕府寺社奉行です(写真3)。

何と何と、伊作は庄屋や大庄屋ではなく、自覚院や興山寺でもなく、幕府の寺社奉行に直接願ひ出ようというのです。悪ガキの悪さを止めてほしいと。

◆双方とも「失墜」

「失墜」は、経費が掛かる、あるいは権威、名誉を失うということ。表方に願ひ出たならば双方に「失墜」がある、だからそれは避けるべきだといひます。

伊作が江戸にまで願ひ出ていったとすれば、多額の費用が掛かるでしょう。三人の親は困るかも知れない、しかし伊作にとつて、そんな「失墜」なんぞ問題にもならない、悪ガキやその親の態度に憤慨しているのですから。ましてや、失うべき名誉など庶民にあるはずもないではないですか。

伊作と親子の「失墜」を心配しているような素振り（そぶ）をしながら、その実興山寺が心配しているのは、興山寺自らの「失墜」に他なりません。こんな子供の悪態から発した単なるいざこざすら興山寺は収められないのか、幕府寺社奉行はそう判断するに違いありません。矛先は悪ガキにではなく興山寺に向かつて来るのが目に見えています。「失墜」するのは興山寺の権威、名誉以外にあり得ないでしょう。興山寺にとつて伊作が願ひ出るのはあつてはならないことなのです。伊作と親子の「失墜」を心配している振りをして、実は願ひ出の提出を何としても止めようとしているのです。そのためには伊作が納得するような対応を岡本氏に取らせなければなりません。

◆何重にも穏やかに

さてどうするか。地士岡本忠太夫の元へ三人の子供・その親、そして伊作を呼び寄せ彼らを取り調べ、伊作が申し出た

通り確かに悪口を言ったことに間違いがないならば厳しく叱りつける、今後このようなことのない様に（口で言うだけでなく）書面にも書いて示し、「何重にも」穏やかに、双方納得するように取り扱つてやりなさい。自覚院はそう指示します。そうなのです、伊作が納得するように、まず問題を起こした子供達に厳しく当たる、これを基本とするのですが、しかしそれに親も納得しなければ調停は破綻するのです。ましてや親の側が不満を抱き「表方」に願ひ出るとも言い始めようものなら、手の付けられない事態となります。

伊作が納得するように子供達に厳しく、しかし同時に親も納得するように、穏やかに。その落とし所はことのほか難しい。興山寺は「何重にも」穏やかに取り扱えと言つていれば済みますが、下駄を預けられた岡本氏にとつては矛盾する内容で実現しなければなりません。

でもこの難題を、細かい内容は分かりませんが、岡本氏は無事やり終えたようです。四月十二日付の岡本忠太夫宛て自覚院書状に、「納得致させ候趣（おぼ）申し登られ候に付き披露に及び候」（忠太夫が、伊作と親子双方を納得させたと申し出てきたので、これを興山寺に申し上げた）と記しているのですから。

◆高野寺領の地士というもの

さて、なぜこうしたのもめ事の仲裁を高野寺領では地士がすることになっているのでしょうか。紀州藩では、地士は農村の武装した藩公認の浪人者ですから、そ

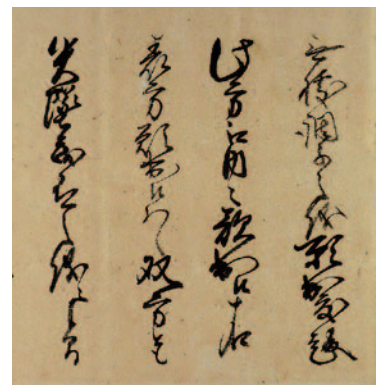


写真3 「表方願出」は「失墜」

れにふさわしい、参勤交代の街道警備であるとか騒動の鎮圧とか、武装した兵力としての役務が当然にも与えられています。

ところが同じ地士といえども寺領の地士は、借銀の減額交渉や博奕（ばくち）・暴れ者の取りなし、藩領との百姓のめめ事の仲裁などに引つ張り出されています。紀州藩であればこうした事態は庄屋か大庄屋が間に入って取りまとめていくものなのですが、高々一万石の寺領権力ですから、行政のための機構が整っていない、それを地士が補っているということらしいのです。

◆借りたものは返さない

弘化四年（一八四七）福田村（紀美野町福田）が銀二貫目ほど（約三〇万円）を村として、すぐ近くの紀州藩領下佐々村（同下佐々）に住む高利貸し笹本弥五郎から借り受けます。年貢納入を理由に村役人の名前で借りていますので、その借銀証文はあたかもひとり的人物の借銀のようです。

その後一貫目は返済したものの残りは

そのまま。利息も嵩（かさ）み督促（とくそく）にも応じないため、実にそれから一五年後の文久二年（一八六二）三月高利貸し弥五郎は興山寺役人坂中周蔵へ訴え出ました（同ス一四二二）。

役人坂中氏が当時の福田村の庄屋に聞き糾すと、「当時姿相替（か）し当時の仕合せ（しあわせ）と勘弁の致し方これ無し」（今は村財政の様子も変わつてしまい、今のやり方では頓（とん）と算段の仕様もない）、つまり村では返済の当てがないのです。というより、そもそも払う気などないということでしょう（同ス一四二二）。

興山寺に対応を問い合わせると、この村借りは、「如何様（いか）共勘弁を以つて済ませ方に相成し候様」（合意にどのような形を取るにせよ、返済免除で済ませる様）にというのです（同ス一四二二）。

村が借銀を払わないから興山寺は返済するように促さうというのではないのです。村にせよ興山寺にせよ、どちらも返す気はそもそもありません。村は払わずに放つておいて踏み倒す、半分返したのだからそれで十分と思つているのでしょう。興山寺は返済を「勘弁」してもらえといひます。それだけの違いなのです。

借りたものは返さなければいけないというのは現代の話。財産権が保証されていますから。近世には返さずに済ませてしまうのはよくある話。踏み倒される可能性も踏まえて、だから金利が高かったとも言えるのです。

◆「表方」願ひ出では不都合

興山寺の理屈は、了解を取り付け勘弁

してもらおうでなければ、「もし表方願い出で候節は彼是面倒、手数相掛り不都合の辺り計り難く候」(もし高利貸し弥五郎が「表方」に願い出た時にはあれこれ面倒で手間がかかる)というのです(写真4)。

だがそんな事務的手続きが難点なのではなく、本音は後半にあります。「不都合」になるような事態が(どうなるか)予測できないというのです。要は、弥五郎が幕府社奉行に願い出たならば、寺領は借銀の後始末すらできないのかと言われるのではないか、だから弥五郎の願い出で避けなければならない、というのが興山寺側の考えなのです。

だが、伊作の事件とは異なり、右に述べた、この時代の借銀に対する考え方がらすれば、借銀をめぐって興山寺の統治能力を幕府が問題にすることは無いでしょう。興山寺は自分の統治能力不足を自覚しているからこそ、それを幕府に突かれると困るという不安が先行してしまっている、そこが問題なので

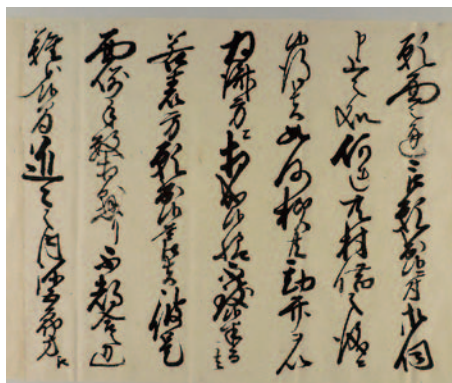


写真4「表方願出」は「不都合」

す。

弥五郎も借銀というものが分かっているからこそ、「表方」に願い出ると言い出しているのでもなく、その気もなかったはずで、興山寺に言いつけてみて、幾らかでも貸した銀が戻ってくればしめたものという程度にしか考えていなかったのではないのでしょうか。

◆何の沙汰もこれなし

この時には岡本兵馬が福田村の庄屋なのですが、興山寺役人坂中周蔵は岡本氏に、近々の内に弥五郎の所に向向いて「和濟」(和解)しろといっています。といって、踏み倒さずに返済免除の了解を取り付けろという意味なのですが(ス一四二一三一一)。

九月十五日役人坂中周蔵から再び催促の書状が届きました(ス一四二二一)。「爾今何の沙汰もこれ無」(福田村は未だに何もしていない)ので、高利貸し弥五郎がまた返済を求めてきたといっています。踏み倒すつもりは庄屋岡本兵馬は何もしていなかったのです。「和濟」の交渉自体面倒なのでしょう。

坂中氏は、「右は等閑に致し置き候ても、村借り表に候はば堅く打ち捨て置き候も相済まざる訳に候」(この件は放っておいても、村借りが(弥五郎が幕府に訴えて)表沙汰になってしまえば、一切無視するでは済まないことになるではないか)とひたすら心配します。先方に早々掛け合い、どのような形であっても和濟を整わせると再び指示します。もう、興山寺の一人相撲です。(遊佐教寛)



平成二十七年一月、和歌山県指定文化財「元丹生大明神社大般若波羅蜜多經」(大般若経。平成十一年七月指定に、長い間行方不明になっていた二帖のお経が追加され、文化財指定を受けました。

この大般若経は、かつて有田郡二川村(現有田川町二川)の丹生明神社(現城山神社)にあった全六〇〇巻のお経で、江戸時代に同社の火災等を経て二川村・日物川村(現同町日物川)・大谷村(現同町東大谷)に二〇〇巻ずつ分散して保管されるようになったものです。二川村の分は真言宗安楽寺に保管され、最初巻物であったものが折本二〇〇帖に仕立て直されて現在に至りますが、いつしかこのうちの二帖が行方不明になっていました。

実は、この行方不明になっていたお経は、当館で見られました。そして平成二十六年七月十日に安楽寺へ「里帰り」し、今回追加指定されたものです。この「里帰り」によって、大般若経全六〇〇巻・帖が完全に揃いました。

このお経は、平成六年に当館に寄贈された『北一夫氏旧藏北家文書』の中に取りました。ウー一四三と番号がふられた「大般若波羅蜜多經第三百四十八」(天正七年(一五七九)とウー一四四「大般若波羅蜜多經第五百三十二」(寛治四年(一一九〇)がそれです。

専門家の調査により、この二帖は安楽寺の欠本部分に間違いのないことが分かり



「第五百三十二」巻(寛治4年)の巻頭(右)・巻末(左)

「里帰り」した「大般若波羅蜜多經」2帖

ました。なぜ、また、いつから、この二帖だけが北家に伝わっていたのかは不明ですが、北家は中世から現紀の川市荒見に続いていた家であり、本来この大般若経とは無関係と思われました。

この二帖は安楽寺の大般若経と本来一体であり、一体であることの歴史的文化的財としての重要性及び高野山麓地域の信仰に係る民俗文化財としての重要性、町役場も含め地元からの強い要請があること、安楽寺には収蔵庫が整備されていること、歴史家であった北家文書寄贈者故北一夫氏の「現地保存主義」の遺志にも沿うことなどから、県民の学術及び文化の発展のためには当館が所蔵し続けるよりも望ましいと判断され、この二帖のお経は、安楽寺に里帰りしました。これからは、古里で本来の役割である寺宝として、また地域の宝として、永く伝えられていくこととなります。

平成二十六年 歴史講座

- 第1回** 紀州藩大奥に生きた人びと 10月22日(水)
- 第2回** 紀伊国名所図会のカナを読もうⅠ 10月29日(水)
- 第3回** 紀伊国名所図会のカナを読もうⅡ 11月5日(水)

十月から十一月にかけて、歴史講座を開催しました。

第一回の【紀州藩大奥に生きた人びと】では、当館の松島由佳研究員が、紀州藩大奥女中たちの役替えや俸禄などを個々に記した「附込帳」を中心にとりあげました。

第二回と第三回の【紀伊国名所図会のカナを読もう】では、当館の須山高明副主査が、『紀伊国名所図会』に登場する「大橋」(現和歌山市橋向丁付近)の東のほとりにあつたとされる「郭公恚の記」の(江戸)ガナをパズル形式で楽しく読み解いていきました。

三日間で、延べ一七七名の出席がありアンケートでは半数以上の方から「興味深くおもしろかった」との回答をいただきました。

アンケート(抜粋)

「紀州藩大奥に生きた人びと」

・専門の役職名がたくさん出てきて、それらの方々の給与等の比較も大変面白かったです。

・紀州藩の大奥のことだったので身近に感じられました。

・大奥に仕える人が大勢いたことには驚きました。

・膨大な資料を丁寧に読み進められていることにごく感動しました。

「紀伊国名所図会のカナを読もう」

・ドリル形式だったので、読みにくい字が浮彫りになり、読む力がつくと思えました。実在の人物や実際の和歌山の土地の話はとても面白いです。

・名所図会は大好きでしたが、文字が読めず残念に思っていました。今回宿題を解いているうちに、何とか少しでも読めるようになりたいと思いました。

・慣れないと読めない字がたくさん出てきますが、書かれている内容を詳しく説明して下さり、当時の観光名所案内としての名所図会を読み解く面白さが解りました。

・面白いと同時に難しくかったです。「古文」の授業中、居眠りしたことを悔やみました。



平成二十六年 古文書講座Ⅱ

十一月から十二月にかけて、古文書講座Ⅱを開催しました。

夏期に開催した古文書講座Ⅰに引き続き、今回も昨年度に目録が完成した岡本家文書を題材にしました。岡本家があった那賀郡神野組福田村(現紀美野町福田)は江戸時代を通じて高野山寺領でした。同家が高野山地主として関わった文書の中から、高野山と紀州藩の関係をうかがい知ることが出来る文書に焦点をあて、遊佐教寛研究員がわかりやすく解説しました。

各回の講座内容は、次のとおりです。

高野山と紀州藩

入門コース

- 第1回** 寺領に通達無し 11月20日(木)
- 第2回** 大殿様御成り 11月27日(木)

初級・中級コース

- 第1回** 表方願い出では彼是面倒 12月4日(木)
- 第2回** 否、急々御答え成らる可し 12月18日(木)
- 第3回** 書状は残らず取戻し 12月25日(木)

「入門コース」には、延べ九二名、「初級・中級コース」は、延べ一五三名の出席があり、アンケートでは約八割の方から「興味

味深くおもしろかった」との回答をいただきました。

「入門コース」アンケート(抜粋)

・高野山と紀州藩との関わりが解り、大変楽しく受講できました。

・藩主などの通行のため、街道清掃などに協力が支払われていた内容がなかなか面白かったです。

・字を読むだけでも難しく、内容を読み取れるようになるまで先は長い頑張りたいです。

・古文書の面白さを再発見。展覧会等でも見過ごさず読んでみたくまりました。

「初級・中級コース」アンケート(抜粋)

・庄屋同士のケンカなど、事件は非常に面白いです。

・鮎を捕るのに柿渋を使った事、川下の田に影響が出て問題

が起きた事、責任をうやむやにしようとした事など、本当に楽しい勉強になりました。

・チンプンカンプンの文書をあざやかに解きほぐしていく先生は、まるでシャーロックホームズのようなです。





『古文書徹底解説 紀州の歴史第二集』の刊行
平成二十五年度に当館開館二〇周年を記念して発行した『古文書徹底解説 紀州の歴史』は、たいへん御好評いただきました。平成二十六年度も、古文書講座で取り上げた資料の中から古文書を厳選した続編を作りました。

今回も、古文書の写真と合わせて読みや現代語訳を添えたばかりでなく、歴史用語はもちろん、敬語や補助動詞など語法についても疑問の余地のないように詳しく解説し、文意を徹底的に解釈します。取り上げる古文書は、紀州藩士の結婚や離婚、養子縁組、改名や旅行などについての藩への「お伺い」が、その認否とともに記録されている「願達留」です。これを読むと、紀州藩の歴史と武家の生活が見えてきます。

・朝暮母を慕う

紀州藩士は、自身の結婚や離婚についてであつてさえ、藩に願ひ出て、許可を得なければなりません。

万延元年(一八六〇)、藩士夏目三郎大夫は離縁していた元妻との再縁(復縁)願ひを藩に提出します。その理由は、二人の間にできた娘が「朝暮母を慕い」、復縁を望みつつにいるからだというのです。一見、まさに「子は鎧」になって離縁した父母が元の鞘に収まる、泣かせるエピソードに見えますが、実際にそんなドラマはなく、復縁願ひの「雛形」とおりて書かれただけのようなのです。



・平良聡弘「旧紀州藩の明治維新観」

『南紀徳川史』を中心に
明治維新の当事者であった紀州藩(土)は、維新をどのように評価していたのか主に『南紀徳川史』の記述から探っていきます。旧幕府・旧藩を擁護し尊議派や明治新政府に批判的な同書の記述は、王政復古ではなく大政奉還を維新の起点として紀州藩はその率先者であると自負する史観に基づくものであり、それは同書が編纂された明治二十年から三十年代における旧紀州藩士の一般的な歴史認識である可能性を示唆します。

・砂川佳子「紀州藩御数寄屋頭の格式と表千家茶道について―室家を中心として―」

紀州藩の茶湯を司る役である「御数寄屋頭」各家の格式や序列について、当館蔵の資料などを分析して変遷を明らかにしました。御数寄屋頭の場合、個人の技量によって家が上下する傾向は見られませんが、「数寄の殿様」といわれた十代藩主治宝の表千家家元制度への介入によって、同家を頂点・中心とした序列化がなされることとなります。

・松島由佳「附込帳にみる奥女中の役替について」

前号に続き、当館蔵「附込帳」より、天保二年(一八三一)から同五年までの「女中」項目を翻刻します。紀州藩奥女中の取り立て、御暇の実態、「極老」・「老年」となった老女たちの処遇、御中臈への役替えの有様などについて実例を基に解説しています。



■利用方法

◆閲覧室受付にある目録等が必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。



◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

◆火曜日～金曜日
午前10時～午後6時
◆土・日曜日・祝日及び振替休日
午前10時～午後5時

■休館日

◆月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
◆年末年始 12月29日～1月3日
◆館内整理日
・1月4日
(月曜日のときは、5日)

・2月・12月第2木曜日
(祝日と重なるときは、その翌日)
・特別整理期間 10日間(年1回)

■交通のご案内

◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス
https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/

和歌山県立文書館だより 第42号
平成27年3月31日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
千六四一〇〇五一
和歌山市西高松一丁目七三三八
きのくに志学館内
電話 〇七三ー四三六ー九五四〇
FAX 〇七三ー四三六ー九五四一
印刷 株式会社ウイング